

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島市長

## 公表日

令和8年3月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する次の事務 1 資格に関する申請書及び届出書を受理し、広島県後期高齢者医療広域連合(以下「広島県広域連合」という。)に送付する事務 2 資格の決定等に必要住民票関係情報を、広島県広域連合に提供する事務 3 広島県広域連合が決定した資格情報を受け取る事務 4 被保険者の所得を把握して、広島県広域連合に提供する事務 5 広島県広域連合で決定された保険料について期割額等を決定し、保険料納入通知書の発行等を行い、決定した期割額情報を広島県広域連合に提供する事務 6 保険料の収納、還付、充当等及び滞納者への督促状の送付を行い、収納、還付、充当及び滞納者等に関する情報を広島県広域連合に提供する事務 7 保険料の滞納整理等を行う事務 8 療養費等の保険給付に関する申請書を受理し、広島県広域連合に送付する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、滞納管理システム、広島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システム及び申請管理システムに相当)、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、番号利用法別表の85の項、番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 実施する <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課福祉医療担当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 電話番号:082-243-2583(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	広島市健康福祉局保健部保険年金課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話番号:082-504-2158(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input checked="" type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input checked="" type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる



7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給等に関する事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="radio"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、番号利用法別表第一の59の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、番号利用法別表第一の59の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	広島市個人番号の利用に関する条例の制定によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成28年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成28年10月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成28年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	電話番号:082-504-2157(直通)	電話番号:082-504-2158(直通)	事後	電話番号の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成29年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年8月31日時点	平成29年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年9月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成30年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年8月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年8月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉局保険年金課	健康福祉局保健部保険年金課	事後	組織改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和1年10月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉局保険年金課	健康福祉局保健部保険年金課	事後	組織改正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年10月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年10月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和3年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和3年9月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和3年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年10月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日時点	令和4年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和4年10月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月31日時点	令和4年8月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和8年3月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、番号利用法別表第一の59の項、番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項、番号利用法別表の85の項、番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第46条、番号利用法第9条第2項及び広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	改正番号法の施行に伴う修正によるもので、その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和8年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日時点	令和7年9月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和8年3月24日	IV リスク対策-8. 人手を介 在させる作業	-	記載事項の追加	事後	
令和8年3月24日	IV リスク対策-11. 最も優先 度が高いと考えられる対策	-	記載事項の追加	事後	